

# 衆議院文部科学委員会ニュース

平成 30.5.16 第 196 回国会第 11 号

5 月 16 日（水）、第 11 回の委員会が開かれました。

## 1 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 35 号）

・ 林文部科学大臣、丹羽文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 尾身朝子君（自民）

- ・ 本法律案の背景、問題意識及びその趣旨を林大臣に伺いたい。また、制度改正の具体的内容について、文化庁に伺いたい。
- ・ 平成 29 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（骨太方針）においても「文化芸術立国」の実現に向けた取組が記載されているが、文化予算の一層の充実に向けた林大臣の意気込みを伺いたい。

### 浮島智子君（公明）

- ・ 都道府県が策定できる文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱（以下、「大綱」という。）や市町村が作成する文化財の保存・活用に関する総合的な計画（以下、「文化財保存活用地域計画」という。）について、どのようなことが盛り込まれ、その作成により地域がどのように変わると考えているのか、林大臣の見解を伺いたい。
- ・ 我が国の文化を次世代に確実に継承するため、個々の文化財の保存活用計画の作成を進めるとともに、国宝・重要文化財である美術工芸品の適切な周期による修理等への支援を充実させる必要があると考えるが、林大臣の見解を伺いたい。

### 山本和嘉子君（立憲）

- ・ 日本大学のアメリカンフットボール選手による悪質な反則行為である危険タックルに関して、その経緯やスポーツ庁の対応、本事案を踏まえて日本版 N C A A の創設に当たり大学スポーツの在り方を検討する必要性についてスポーツ庁に伺いたい。
- ・ 文化財の保存と活用に関する基本的な考え方及びそのバランスの在り方について、林大臣や文化庁の見解を伺いたい。

### 日吉雄太君（立憲）

- ・ 軽微な変更でさえ文化庁長官による許可が必要である国宝・重要文化財（建造物）等の現状変更行為の実情について、文化庁に伺いたい。
- ・ 学校法人加計学園の獣医学部設置に係る一連の問題について、国家戦略特別区域諮問会議の議長である安倍内閣総理大臣の夫人が、同法人と利害関係を有していたか否かを調査すべきと考えるが、内閣府に伺いたい。

### 西岡秀子君（国民）

- ・ 本法律案により、市町村は文化財保存活用地域計画の作成等ができることとなるが、これによる具体的なメリット及び、文化財に関する専門家の不足等により同計画の作成が困難な小規模の市町村への支援策について、文化庁に伺いたい。
- ・ 本法律案は、平成 20 年に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（歴史まちづくり法）等に基づくまちづくり関係の施策とどのような関係であるのか、文化庁に伺いたい。

### 城井崇君（国民）

- ・ 市町村において文化財に関する専門家が十分に確保できていないことから、研修の実施や財政的支援の他、学芸員が行っている文化財に関する取組に対する支援を行うべきであると考えますが、林大臣の見解を伺いたい。
- ・ 本法律案により、首長部局が文化財保護の事務を所管することが可能となるが、これによって文化財行政が活用に傾倒してしまい、保存の観点がおおざりにされてしまうとの懸念について、林大臣の見解を伺いたい。

### 金子恵美君（無会）

- ・ 本法律案により、文化財の活用を重視するあまり保存が軽視され、結果的に文化財の毀損につながってしま

うという懸念に対する林大臣の見解を伺いたい。

- ・文化財保存活用地域計画は、大規模災害発生時における文化財保護においても効果を発揮するものとするべきと考えるが、林大臣の見解を伺いたい。

### **畑野君枝君（共産）**

- ・都道府県が策定できる大綱及びその策定に当たり国が示す指針の具体的内容について、林大臣に伺いたい。
- ・本法律案により、首長部局が文化財保護の事務を所管することが可能となるが、教育委員会ではなく首長部局が地方文化財保護審議会の設置等を行うことで中立性が担保されなくなるとの懸念に対する林大臣の見解を伺いたい。

### **吉川元君（社民）**

- ・文化財の保存と活用のバランスについて、安倍総理大臣の施政方針演説は活用重視の内容となっており、保存の観点弱いと考えるが、林大臣の見解を伺いたい。
- ・文化財の活用と連動して保存も推進すべきであり、文化財の修繕等に係る予算措置の拡充が必要であると考え、文化庁に伺いたい。

### **串田誠一君（維新）**

- ・本法律案の趣旨及び概要を林大臣に伺うとともに、具体的な改正内容について、文化庁に伺いたい。
- ・文化財が損壊した際の修繕費等に対する国の支援について、文化庁に伺いたい。